第 6 章 口 木

諸外国における我が国の独禁法に相当する諸法のエンフォースメントには、刑事規制及び民事訴訟を中心とするアメリカ型(第1章参照)と行政規制を中心とする EU 型(第2章~第5章参照)とがあるのは、すでにみたとおりである。今日、EU では行政庁の人員・予算の限界から、我が国の独禁法に相当する諸法のエンフォースメントをできる限り民事訴訟に委ねていこうとする潮流が認められ、そこでは、アメリカ反トラスト法上の私訴の影響がみられている。我が国における従来の独禁法のエンフォースメントは、公取委の行政規制を中心とするものであり、EU 型といえるところ、冒頭で示した独禁法違反行為にかかる民事的救済についての展開(序章参照)は、EU 諸国における近時の展開と同様といえよう。

また、我が国の景表法に相当する諸法のエンフォースメントについてアメリカ・イギリス・フランスでは行政規制が中心であるのに対し、ドイツでは民事訴訟が中心である。従来我が国は、行政規制が中心となっているが、今日、消費者被害の救済のためには行政庁の人員・予算の限界に鑑み、できる限りこれを民事訴訟にも委ねていくべきであろう。このため、我が国の景表法に相当する諸法についてイギリス・フランスにおいて近時強化されている民事訴訟の展開や、ドイツにおける民事訴訟の近時の展開は、我が国にとって参考になる。

そこで、本章では、アメリカ、EU 諸国の展開を参考に、我が国の独禁法・景表法違反行為にかかる民事的救済制度を検討する。